（記入要領）

1　本届出書は、技術導入契約の締結又は変更の別に記入すること。この場合において、締結にあっては様式中「変更」の字句を、変更にあっては様式中「締結」の字句を消すこと。

2　届出に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあっては、原届出受理証（写）を添付し、「１　契約の相手方」、「７　変更の種類」、「８　変更内容」、「９　技術導入契約の締結等の時期」、「10　技術導入契約の締結等をしようとする理由」及び「11　その他の事項」欄のみ記入し、「８　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

3　報告に係る技術導入契約の変更に関する届出書にあっては、変更後の契約に基づきすべての項目欄を記入し、「８　変更内容」欄には、変更項目番号及び項目名ごとに詳細に記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。

4　「１　契約の相手方」欄中「国籍・設立国等」欄には、契約の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、契約の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

5　「２　技術の種類」欄には、導入しようとする技術の種類を簡潔に記入すること（例：飛行機の速度計の製造技術）。

6　「４　技術導入の対価」欄には、イニシャル・ペイメント、ロイヤリティ（ミニマム・ペイメントがある場合には、ミニマム・ペイメントを別書すること。）及びその他の費用（図面代等）を、それぞれ別書すること。

7　「５　契約条項の概要」の別紙として「対価に関する条項」、「再実施権に関する許諾条項」及び「秘密保持に関する条項」を添付すること。

8　「６　技術の内容」欄には、技術の範囲、原理、効果及び当該技術による製品の用途等について、必要に応じ図面、図解、写真等を利用してできるだけ具体的に記入すること。特許権又は実用新案権の譲渡又は実施権の設定を伴う場合には、これらの権利のうち主なものの範囲等を記入すること。また、登録済商標権の場合は当該商標の名称又は図形及び使用商品名等を記入すること。

9　地位の承継の場合には、「９　技術導入契約の締結等の時期」欄に承継日を記入するとともに、「10　技術導入契約の締結等をしようとする理由」欄に、「報告済又は○年○月○日○○第○○号にて届出済の○○社との契約について、○年○月○日に吸収合併（又は契約の譲渡）があり、交渉の結果、新たに指定技術の追加を含む契約を締結することで合意しましたので届出します。」等と記入すること。

10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）